

政策 VI.参加と協働が活発なまちづくり 分野／参加・協働

大綱

町の将来は、町民、企業、行政など様々な主体の連携と協働によって創られていく必要があります。そのためには、多様な主体が主役となって存分に活躍できるような環境を創ることが重要です。まちづくりに対する理念・将来像を町民と行政が共有し、良好な信頼関係を構築していくことが協働のまちづくり実現への第一歩となります。

行政、町民それぞれが、まちづくりに向けた活動を主体的にそれぞれの責任において実行していくことが、町民主体のまちを創り、「小さな役所」の実現につながっていきます。

今後、地方分権が進むなかで、国から県へ、県から市町村へと権限委譲がますます進みます。それに伴い、町はまちづくりに対して自己責任、自己決定の下、独自の施策を展開していく必要があります。その手段のひとつとして、事業の計画から実施に至る様々な段階において、※パブリックコメントや公聴会等の様々な町民参加の機会を設けるとともに、まちづくりへの町民の参加を促すために、広報事業を充実し町民に分かりやすい行政情報の提供に努めていきます。

さらに、参加と協働が活発なまちを実現するためには、地域で抱えるいろいろな問題を地域で解決で

きる仕組みを整えることも必要となることから、地域振興センターを有効に活用して地域コミュニティの整備・充実を図っていきます。

あわせて、まちづくりに参加したい町民が自主的なまちづくり活動を展開できるように、その受け皿となるボランティア組織の育成やNPOの設立支援、地域団体などの活動を促進します。

また、生き生きとした活発なまちにするためには、町民が交流する機会を積極的に設け、ふるさと意識を共有することが必要です。そのことが、町民の一体感の醸成へとつながっていきます。

このほか、海外や町外の人と人との交流、また、地域独自の歴史や文化との交流などを通じて、将来を担う豊かな人づくりを地域が一体となって積極的に進めていくとともに、固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由に活躍できる参加の場を創り、提供していきます。

主要 施策

- 1 開かれた町政の推進
- 2 地域コミュニティ活動の充実
- 3 ふるさと意識の共有
- 4 国際交流・地域間交流の推進
- 5 男女共同参画社会の形成

※パブリックコメント 行政機関が政策の立案等を行う際、案を公表し、その案に対して広く意見等を提出する機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度（手続）。

政策 VII.戦略的な地域経営の展開 分野／行財政運営

大綱

地方分権時代が本格的に到来することを受け、地方自治体は自主的・自立的な行政経営へ転換することを強く求められています。

国・地方を通じた厳しい財政環境を背景として、本町においても効率的で合理的な行財政運営の確立が課題となっています。

安定した地域経営には、足腰の強い財政の裏付けが必要であり、今後も自主財源の長期的・安定的な確保を図るとともに、事務事業の見直し等による歳出抑制策をあわせ、弾力的で効率的な行政経営を可能にする財政構造への転換を進めていきます。

限られた財源の中で行う地域経営には、「選択と集中」という視点が重要です。政策の実現には、人、モノ、情報、資金といった経営資源を効果的に活用することが必要です。その手法として、施策、事務事業の実施にあたっては、行政評価の考え方を導入します。

また、これからのまちづくりには、職員の意識改革も重要です。職員一人ひとりが行政運営から地域経営へと意識を切り替え、常に問題意識を持って施策目的の達成を目指すことが求められます。

協働のまちづくりの推進に必要な様々な専門的能力を向上させるために、職員研修を積極的に実施し、地方分権時代に対応した経営感覚を持った職員を養成する等の人事管理の充実を図っていきます。

さらに、行政改革の観点から、適正な定員管理に努めるとともに、公共施設管理の民間委託や指定管理者制度の導入を推進し、多様化・高度化する住民ニーズへの適切な対応にあわせ、政策の具現化に向けた効果的な組織づくりに努めていきます。

地域情報化の推進にあたっては、より一層の情報提供・情報共有を進めるとともに、個人情報の保護を徹底する等の情報の厳正な管理を行います。

生活圏の拡大や町民の教育・文化・医療・福祉ニーズを充足する観点から、周辺市町との広域的な連携を推進します。

主要 施策

- 1 効率的・合理的な行財政運営の推進
- 2 時代に対応した組織の構築と運営
- 3 地域情報化の推進
- 4 広域連携の推進